

地方税法施行令等の一部を改正する等の政令参照条文

目次

一	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年五月三十一日法律第二十七号）（抄）	一
二	国税徴収法施行令（昭和三十四年十月三十一日政令第三百二十九号）（国税徴収法施行令の一部を改正する政令案による改正後）（抄）	二
三	国税通則法施行令（昭和三十七年四月二日政令第三百三十五号）（国税通則法施行令の一部を改正する政令案による改正後）（抄）	四
四	道路運送車両法（昭和二十六年六月一日法律第八十五号）（抄）	七
五	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構法（平成十一年十二月二十二日法律第七十六号）（抄）	九
六	租税特別措置法施行令（昭和三十二年三月三十一日政令第四十三号）（租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令案による改正後）（抄）	十
七	電気事業法（昭和三十九年七月十一日法律第七十号）（電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年六月十八日法律第七十二号）による改正後）（抄）	十一
八	ガス事業法（昭和二十九年三月三十一日法律第五十一号）（電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年六月二十四日法律第四十七号）による改正後）（抄）	十二
九	原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律案（抄）	十三
十	倉庫業法（昭和三十一年六月一日法律第二百一十一号）（抄）	十三
十一	貨物自動車運送事業法（平成元年十二月十九日法律第八十三号）（抄）	十四
十二	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年七月二十二日法律第八十五号）（抄）	十五
十三	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年六月二十一日法律第九十一号）（抄）	十六

十四	電気通信事業法(昭和五十九年十二月二十五日法律第八十六号)	(抄)	十七
十五	放送法(昭和二十五年五月二日法律第三百三十二号)	(抄)	十七
十六	有線電気通信法(昭和二十八年七月三十一日法律第九十六号)	(抄)	十八
十七	道路法(昭和二十七年六月十日法律第八十号)	(抄)	十九
十八	道路運送法(昭和二十六年六月一日法律第八十三号)	(抄)	十九
十九	河川管理施設等構造令(昭和五十一年七月二十日政令第九十九号)	(抄)	二十
二十	都市公園法(昭和三十一年四月二十日法律第七十九号)	(抄)	二十
二十一	港湾法(昭和二十五年五月三十一日法律第二百十八号)	(抄)	二十一
二十二	漁港漁場整備法(昭和二十五年五月二日法律第三百三十七号)	(抄)	二十二
二十三	法人税法(昭和四十年三月三十一日法律第三十四号)	(抄)	二十三
二十四	社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する		
	法律(平成二十四年八月二十二日法律第六十九号)	(抄)	二十四

一 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年五月三十一日法律第二十七号）（抄）

（定義）

第二条 略

2～4 略

5 この法律において「個人番号」とは、第七条第一項又は第二項の規定により、住民票コード（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第十三号に規定する住民票コードをいう。以下同じ。）を変換して得られる番号であつて、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう。

6～14 略

15 この法律において「法人番号」とは、第四十二条第一項又は第二項の規定により、特定の法人その他の団体を識別するための番号として指定されるものをいう。

二 国税徴収法施行令（昭和三十四年十月三十一日政令第三百二十九号）（国税徴収法施行令の一部を改正する政令案による改正後）（抄）

（納税者の特殊関係者の範囲）

第十三条 法第三十八条本文（事業を譲り受けた特殊関係者の第二次納税義務）に規定する生計を一にする親族その他納税者と特殊な関係のある個人又は被支配会社で政令で定めるものは、次に掲げる者とする。

一 納税者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次条第二項第一号において同じ。）その他の親族で、納税者と生計を一にし、又は納税者から受ける金銭その他の財産により生計を維持しているもの

二 前号に掲げる者以外の納税者の使用人その他の個人で、納税者から受ける特別の金銭その他の財産により生計を維持しているもの

三 納税者に特別の金銭その他の財産を提供してその生計を維持させている個人（第一号に掲げる者を除く。）

四 納税者が法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第六十七条第二項（特定同族会社の特別税率）に規定する会社に該当する会社（以下この項において「被支配会社」という。）である場合には、その判定の基礎となつた株主又は社員である個人及びその者と前三号のいずれかに該当する関係がある個人

五 納税者を判定の基礎として被支配会社に該当する会社

六 納税者が被支配会社である場合において、その判定の基礎となつた株主又は社員（これらの者と第一号から第三号までに該当する関係がある個人及びこれらの者を判定の基礎として被支配会社に該当する他の会社を含む。）の全部または一部を判定の基礎として被支配会社に該当する他の会社

2 法第三十八条の規定を適用する場合において、前項各号に掲げる者であるかどうかの判定は、納税者がその事業を譲渡した時の現況による。

（無償又は著しい低額の譲渡の範囲等）

第十四条 法第三十九条（無償又は著しい低額の譲受人等の第二次納税義務）に規定する政令で定める処分は、国及び法人税法第二

条第五号（定義）に規定する法人以外の者に対する処分が無償又は著しく低い額の対価によるものとする。

2 法第三十九条に規定する滞納者の親族その他滞納者と特殊な関係のある個人又は同族会社で政令で定めるものは、次に掲げる者とする。

一 滞納者の配偶者、直系血族及び兄弟姉妹

二 前号に掲げる者以外の滞納者の親族で、滞納者と生計を一にし、又は滞納者から受ける金銭その他の財産により生計を維持しているもの

三 前二号に掲げる者以外の滞納者の使用人その他の個人で、滞納者から受ける特別の金銭その他の財産により生計を維持しているもの

四 滞納者に特別の金銭その他の財産を提供してその生計を維持させている個人（第一号及び第二号に掲げる者を除く。）

五 滞納者が法人税法第二条第十号に規定する会社に該当する会社（以下この項において「同族会社」という。）である場合には、その判定の基礎となつた株主又は社員である個人及びその者と前各号のいずれかに該当する関係がある個人

六 滞納者を判定の基礎として同族会社に該当する会社

七 滞納者が同族会社である場合において、その判定の基礎となつた株主又は社員（これらの者と第一号から第四号までに該当する関係がある個人及びこれらの者を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社を含む。）の全部又は一部を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社

三 国税通則法施行令（昭和三十七年四月二日政令第百二十五号）（国税通則法施行令の一部を改正する政令案による改正後）

（還付請求申告書等）

第二十六条 法第六十一条第一項第二号（延滞税の額の計算の基礎となる期間の特例）に規定する還付請求申告書（以下「還付請求申告書」という。）は、還付金の還付を受けるための納税申告書（納税申告書に記載すべき課税標準等及び税額等が国税に関する法律の規定により正当に計算された場合に当該申告書の提出により納付すべき税額がないものに限る。）で法第十七条第二項（期限内申告）に規定する期限内申告書以外のものをいう。

2 法第六十一条第二項に規定する納付すべき税額を増加させる更正に類するものとして政令で定める更正は、還付金の額を減少させる更正又は納付すべき税額があるものとする更正とする。

3 法第六十一条第二項に規定する納付すべき税額を減少させる更正に類するものとして政令で定める更正は、同項に規定する期限内申告書又は期限後申告書（以下この項及び次項において「期限内申告書等」という。）に係る還付金の額を増加させる更正又は期限内申告書等に係る還付金の額がない場合において還付金の額があるものとする更正とする。

4 法第六十一条第二項に規定する期限内申告書又は期限後申告書に係る税額に達するまでの部分として政令で定める国税は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める税額に相当する国税とする。

一 期限内申告書等の提出により納付すべき税額がある場合 次に掲げる税額のうちいずれか少ない税額

イ 法第六十一条第二項に規定する修正申告書の提出又は増額更正（以下この項及び次項において「修正申告書の提出等」という。）により納付すべき税額

ロ 期限内申告書等の提出により納付すべき税額から法第六十一条第二項の修正申告又は増額更正（以下この項において「修正申告等」という。）前の税額を控除した税額（修正申告等前の還付金の額に相当する税額があるときは、期限内申告書等の提出により納付すべき税額に当該還付金の額に相当する税額を加算した税額）

二 期限内申告書等の提出により納付すべき税額がない場合（次号に掲げる場合を除く。） 次に掲げる税額のうちいずれか少ない税額

イ 修正申告書の提出等により納付すべき税額

ロ 修正申告等前の還付金の額に相当する税額

三 期限内申告書等に係る還付金の額がある場合 次に掲げる税額のうちいずれか少ない税額

イ 修正申告書の提出等により納付すべき税額

ロ 修正申告等前の還付金の額に相当する税額から期限内申告書等に係る還付金の額に相当する税額を控除した税額

5 法第六十一条第二項に規定するその他の政令で定める国税は、次に掲げる国税（前項に規定する国税に限る。）とする。

一 法第六十一条第一項に規定する特定修正申告書の提出又は同項に規定する特定更正により納付すべき国税

二 法第六十一条第二項に規定する減額更正が更正の請求に基づく更正である場合において、当該減額更正に係る更正通知書が発せられた日の翌日から起算して一年を経過する日までに修正申告書の提出等があつたときの当該修正申告書の提出等により納付すべき国税（前号に掲げる国税を除く。）

（過少申告加算税等を課さない部分の税額の計算等）

第二十七条 法第六十五条第四項（過少申告加算税）（法第六十六条第五項（無申告加算税）において準用する場合を含む。）に規

定する政令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める税額（法第六十六条第五項において準用する場合にあつては、第一号に定める税額）とする。

一 法第六十五条第四項第一号に掲げる場合に該当する場合（第三号に掲げる場合を除く。） 同項第一号に規定する正当な理由

があること認められる事実のみに基づいて修正申告書の提出又は更正があつたものとした場合におけるその申告又は更正に基づき法第三十五条第二項（申告納税方式による国税等の納付）の規定により納付すべき税額

二 法第六十五条第四項第二号に掲げる場合に該当する場合（次号に掲げる場合を除く。） 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める税額

イ 期限内申告書（法第六十五条第三項第二号に規定する期限内申告書をいう。以下この号及び次項において同じ。）の提出により納付すべき税額がある場合 次に掲げる税額のうちいずれか少ない税額

(1) 法第六十五条第一項に規定する修正申告書の提出又は更正（以下この号において「修正申告書の提出等」という。）により納付すべき税額

- (2) 期限内申告書の提出により納付すべき税額から法第六十五条第一項の修正申告又は更正（以下この号において「修正申告等」という。）前の税額を控除した税額（修正申告等前の還付金の額に相当する税額があるときは、期限内申告書の提出により納付すべき税額に当該還付金の額に相当する税額を加算した税額）
- ロ 期限内申告書の提出により納付すべき税額がない場合（ハに掲げる場合を除く。） 次に掲げる税額のうちいずれか少ない税額
 - (1) 修正申告書の提出等により納付すべき税額
 - (2) 修正申告等前の還付金の額に相当する税額
- ハ 期限内申告書に係る還付金の額がある場合 次に掲げる税額のうちいずれか少ない税額
 - (1) 修正申告書の提出等により納付すべき税額
 - (2) 修正申告等前の還付金の額に相当する税額から期限内申告書に係る還付金の額に相当する税額を控除した税額
- 三 法第六十五条第四項各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合 前二号に定める税額のうちいずれか多い税額
- 2 法第六十五条第四項二号に規定する納付すべき税額を減少させる更正に類するものとして政令で定める更正は、期限内申告書に係る還付金の額を増加させる更正又は期限内申告書に係る還付金の額がない場合において還付金の額があるものとする更正とする。
- 3 法第六十五条第五項に規定する政令で定める事項は、法第七十四条の九第一項（納税義務者に対する調査の事前通知等）に規定する実地の調査において質問検査等（同項に規定する質問検査等をいう。第三十条の四第二項（調査の事前通知に係る通知事項）において同じ。）を行わせる旨（法第七十四条の十（事前通知を要しない場合）の規定に該当する場合には、調査（法第七十四条の九第一項第一号に規定する調査をいう。第三十条の四において同じ。）を行う旨）とする。
- 4 法第六十五条第五項に規定する通知には、法第七十四条の九第五項に規定する場合に該当する場合において同項に規定する税務代理人（当該税務代理人について同条第六項に規定する場合に該当する場合には、同項に規定する代表する税務代理人）に対してする通知を含むものとする。

四 道路運送車両法（昭和二十六年六月一日法律第百八十五号）（抄）

（定義）

第二条 略

2～5 略

6 この法律で「道路」とは、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）による道路、道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）による自動車道及びその他の一般交通の用に供する場所をいう。

7～9 略

（永久抹消登録）

第十五条 登録自動車の所有者は、次に掲げる場合には、その事由があつた日（当該事由が使用済自動車の解体である場合にあつては、使用済自動車の再資源化等に関する法律による情報管理センター（以下単に「情報管理センター」という。）に当該自動車が同法の規定に基づき適正に解体された旨の報告がされたことを証する記録として政令で定める記録（以下「解体報告記録」という。）がなされたことを知つた日）から十五日以内に、永久抹消登録の申請をしなければならない。

一 登録自動車が滅失し、解体し（整備又は改造のために解体する場合を除く。）、又は自動車の用途を廃止したとき。

二 当該自動車の車台が当該自動車の新規登録の際存したものでなくなつたとき。

2 引取業者（使用済自動車の再資源化等に関する法律による引取業者をいう。第百条第一項第三号において同じ。）は、同法の規定に基づきその取扱いに係る登録自動車の解体報告記録がなされたことを確認し、これを確認したときは、自らが当該自動車の所有者である場合を除き、その旨を当該自動車の所有者に通知するものとする。

3 登録自動車の所有者は、使用済自動車の解体に係る第一項の申請をするときは、同項の解体報告記録がなされた日及び車台番号その他の当該解体報告記録が当該自動車に係るものであることを特定するために必要な事項として国土交通省令で定める事項を明らかにしなければならない。

4 第一項の場合において、登録自動車の所有者が永久抹消登録の申請をしないときは、国土交通大臣は、その定める七日以上の期

間内において、これをなすべきことを催告しなければならない。

5 国土交通大臣は、前項の催告をした場合において、登録自動車の所有者が正当な理由がないのに永久抹消登録の申請をしないときは、永久抹消登録をし、その旨を所有者に通知しなければならない。

(一時抹消登録)

第十六条 略

2 一時抹消登録を受けた自動車(国土交通省令で定めるものを除く。)の所有者は、次に掲げる場合には、その事由があつた日(当該事由が使用済自動車の解体である場合にあつては、解体報告記録がなされたことを知つた日)から十五日以内に、国土交通省令で定めるところにより、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

一 当該自動車が滅失し、解体し(整備又は改造のために解体する場合を除く。)、又は自動車の用途を廃止したとき。

二 当該自動車の車台が当該自動車の新規登録の際存したものでなくなつたとき。

3 略

(解体等又は輸出に係る届出)

第六十九条の二 検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車(国土交通省令で定めるものを除く。)の所有者は、当該自動車について前条第一項第一号又は第二号に掲げる事由があつたときは、その事由があつた日(当該事由が使用済自動車の解体である場合にあつては、解体報告記録がなされたことを知つた日)から十五日以内に、国土交通省令で定めるところにより、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

2 略

五 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構法（平成十一年十二月二十二日法律第七十六号）（抄）

（業務の範囲）

第十六条 機構は、第四条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 略

二 放射線の人体への影響、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療並びに放射線の医学的利用に関する研究開発を行うこと。

三 前二号に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。

四 機構の施設及び設備を科学技術に関する研究開発を行う者の共用に供すること。

五 量子科学技術に関する研究者（放射線の人体への影響、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療並びに放射線の医学的利用に関する研究者を含む。）を養成し、及びその資質の向上を図ること。

六 量子科学技術に関する技術者（放射線による人体の障害の予防、診断及び治療並びに放射線の医学的利用に関する技術者を含む。）を養成し、及びその資質の向上を図ること。

七 第二号に掲げる業務として行うもののほか、関係行政機関又は地方公共団体の長が必要と認めて依頼した場合に、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療を行うこと。

八 略

六 租税特別措置法施行令（昭和三十二年三月三十一日政令第四十三号）（租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令案による改正後）（抄）

（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）

第二十六条の二十七の二 法第四十一条の十七の二第一項に規定する政令で定める取組は、法律又は法律に基づく命令（告示を含む。）に基づき行われる健康の保持増進及び疾病の予防への取組として厚生労働大臣が財務大臣と協議して定めるものとする。
2～5 略

（認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除）

第二十七条の十二の二 略
2及び3 略
4 法第四十二条の十二の二第一項に規定する特定寄附金の支出は、同項の規定の適用については、その支払がされるまでの間、なかつたものとする。

（認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除）

第三十九条の四十五の三 略
2～5 略
6 特定寄附金の支出は、法第六十八条の十五の三第一項の規定の適用については、その支払がされるまでの間、なかつたものとする。

七 電気事業法（昭和三十九年七月十一日法律第七十号）（電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年六月十八日法律第七十二号）による改正後）（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～八 略

九 一般送配電事業者 一般送配電事業を営むことについて第三条の許可を受けた者をいう。

十～十八 略

2及び3 略

（託送供給義務等）

第十七条 一般送配電事業者は、正当な理由がなければ、その供給区域における託送供給（振替供給にあつては、小売電気事業、一

般送配電事業若しくは特定送配電事業の用に供するための電気又は第二条第一項第五号ロに掲げる接続供給に係る電気に係るものであつて、経済産業省令で定めるものに限る。次条第一項において同じ。）を拒んではならない。

2～5 略

八 ガス事業法（昭和二十九年三月三十一日法律第五十一号）（電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年六月二十四日法律第四十七号）による改正後）（抄）

（定義）

第二条 略

2及び3 略

4 この法律において「託送供給」とは、次に掲げるものをいう。

一 ガスを供給する事業を営む他の者から導管によりガスを受け入れた者が、同時に、その受け入れた場所以外の場所において、当該他の者のガスを供給する事業の用に供するためのガスの量の変動であつて経済産業省令で定める範囲内のものに依りて、当該他の者に対して、導管によりガスの供給を行うこと。

二 次のイ又はロに掲げる者に該当する他の者から導管により当該イ又はロに定めるガスを受け入れた者が、同時に、その受け入れた場所以外の場所において、当該他の者のガスの需要の量の変動であつて経済産業省令で定める範囲内のものに依りて、当該他の者に対して、導管によりガスの供給を行うこと。

イ 液化ガス貯蔵設備（液化したガスの貯蔵設備をいう。以下同じ。）及びガス発生設備（以下「液化ガス貯蔵設備等」という。）を維持し、及び運用する者 当該液化ガス貯蔵設備等を用いて製造されたガス

ロ イに掲げる者からガスの製造の役務の提供を受ける者 当該役務の提供により供給されたガス

5
13 略

九 原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律案（抄）

附 則

第六条 この法律の施行の際現に旧法附則第三条第一項の規定による積立てを同条第三項の規定により分割して行っている特定実用発電用原子炉設置者であつて施行日の属する年度以降も分割して積立てをすべき金銭がなお存するものは、当該金銭を、各年度（新法第四条第一項に規定する各年度をいう。以下同じ。）の三月三十一日までに、旧法附則第三条第三項の規定の例により、新法第五条第一項の規定により届け出た機構（新法第六条第一項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後の機構。以下同じ。）に対し、支払わなければならない。この場合において、当該支払がされた金銭は、当該特定実用発電用原子炉設置者から機構に対し、当該機構における旧法附則使用済燃料であつて旧法附則第三条第一項の規定により積み立てるべき金銭のうち当該支払がされた金銭が占める割合に相当する分のものに係る拠出金として納付したものとみなす。

2 略

十 倉庫業法（昭和三十一年六月一日法律第二百一十一号）（抄）

（変更登録等）

第七条 第三条の登録を受けた者（以下「倉庫業者」という。）は、第四条第一項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、国土交通大臣の行う変更登録を受けなければならない。ただし、倉庫の用途の廃止その他の国土交通省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 4 略

十一 貨物自動車運送事業法（平成元年十二月十九日法律第八十三号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「貨物自動車運送事業」とは、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業及び貨物軽自動車運送事業をいう。

2～7 略

（事業）

第三十九条 地方実施機関は、その区域において、次に掲げる事業（以下「地方適正化事業」という。）を行うものとする。

一 輸送の安全を阻害する行為の防止その他この法律又はこの法律に基づく命令の遵守に関し一般貨物自動車運送事業者、特定貨物自動車運送事業者及び貨物軽自動車運送事業者（以下「貨物自動車運送事業者」という。）に対する指導を行うこと。

二～五 略

十二 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年七月二十二日法律第八十五号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 略

二 流通業務総合効率化事業 特定流通業務施設を中核として、輸送、保管、荷さばき及び流通加工を一体的に行うことによる流通業務の総合化を図るとともに、輸送網の集約、配送の共同化その他の輸送の合理化を行うことによる流通業務の効率化を図る事業（当該事業の用に供する特定流通業務施設の整備を行う事業を含む。）であつて、物資の流通に伴う環境への負荷の低減に資するものをいう。

三 略

十三 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年六月二十一日法律第九十一号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 二十二 略

二十三 公共交通特定事業 次に掲げる事業をいう。

イ 特定旅客施設内において実施するエレベーター、エスカレーターその他の移動等円滑化のために必要な設備の整備に関する事業

ロ及びハ 略

二十四 二十八 略

（公共交通特定事業の実施）

第二十八条 第二十五条第一項の規定により基本構想が作成されたときは、関係する公共交通事業者等は、単独で又は共同して、当該基本構想に即して公共交通特定事業を実施するための計画（以下「公共交通特定事業計画」という。）を作成し、これに基づき、当該公共交通特定事業を実施するものとする。

2 5 略

十四 電気通信事業法（昭和五十九年十二月二十五日法律第八十六号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～四 略

五 電気通信事業者 電気通信事業を営むことについて、第九条の登録を受けた者及び第十六条第一項の規定による届出をした者をいう。

六 略

十五 放送法（昭和二十五年五月二日法律第二百二十二号）（抄）

（定義）

第二条 この法律及びこの法律に基づく命令の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。

一 及び二 略

三 「一般放送」とは、基幹放送以外の放送をいう。

四～二十四 略

二十五 「一般放送事業者」とは、第二百二十六条第一項の登録を受けた者及び第三百三十三条第一項の規定による届出をした者をいう。

二十六 「放送事業者」とは、基幹放送事業者及び一般放送事業者をいう。

二十七～三十二 略

十六 有線電気通信法（昭和二十八年七月三十一日法律第九十六号）（抄）

（定義）

第二条 略

2 この法律において「有線電気通信設備」とは、有線電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備（無線通信用の有線連絡線を含む。）をいう。

（有線電気通信設備の届出）

第三条 有線電気通信設備を設置しようとする者は、次の事項を記載した書類を添えて、設置の工事の開始の日の二週間前まで（工事を要しないときは、設置の日から二週間以内）に、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

- 一 有線電気通信の方式の別
- 二 設備の設置の場所
- 三 設備の概要

2（4）略

十七 道路法（昭和二十七年六月十日法律第百八十号）（抄）

（用語の定義）

第二条 この法律において「道路」とは、一般交通の用に供する道で次条各号に掲げるものをいい、トンネル、橋、渡船施設、道路用エレベーター等道路と一体となつてその効用を全うする施設又は工作物及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを含むものとする。

2～5 略

十八 道路運送法（昭和二十六年六月一日法律第百八十三号）（抄）

（定義）

第二条 略

2～7 略

8 この法律で「自動車道」とは、専ら自動車の交通の用に供することを目的として設けられた道で道路法による道路以外のものをいい、「一般自動車道」とは、専用自動車道以外の自動車道をいい、「専用自動車道」とは、自動車運送事業者（自動車運送事業を営業者をいう。以下同じ。）が専らその事業用自動車（自動車運送事業者がその自動車運送事業の用に供する自動車をいう。以下同じ。）の交通の用に供することを目的として設けた道をいう。

十九 河川管理施設等構造令（昭和五十一年七月二十日政令第百九十九号）（抄）

（管理用通路）

第二十七条 堤防には、国土交通省令で定めるところにより、河川の管理のための通路（以下「管理用通路」という。）を設けるものとする。

二十 都市公園法（昭和三十一年四月二十日法律第七十九号）（抄）

（定義）

第二条 略

2 この法律において「公園施設」とは、都市公園の効用を全うするため当該都市公園に設けられる次の各号に掲げる施設をいう。

一 園路及び広場

二 九 略

3 略

二十一 港湾法（昭和二十五年五月三十一日法律第二百十八号）（抄）

（定義）

第二条 略

2～4 略

5 この法律で「港湾施設」とは、港湾区域及び臨港地区内における第一号から第十一号までに掲げる施設並びに港湾の利用又は管理に必要な第十二号から第十四号までに掲げる施設をいう。

一～三 略

四 臨港交通施設 道路、駐車場、橋梁、りょう鉄道、軌道、運河及びヘリポート

五～十四 略

6 前項第一号から第十一号までに掲げる施設で、港湾区域及び臨港地区内にないものについても、国土交通大臣が港湾管理者の申請によつて認定したものは、港湾施設とみなす。

7～10 略

（漁港施設の意義）

第三条 この法律で「漁港施設」とは、次に掲げる施設であつて、漁港の区域内にあるものをいう。

一 略

二 機能施設

イ 輸送施設 鉄道、道路、駐車場、橋、運河及びヘリポート
ロ 略

（漁港施設とみなされる施設）

第四十条 第三条に掲げる施設であつて、第六条第一項又は第二項の規定により指定された漁港の区域内にないものについても、市町村長又は都道府県知事が、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣の認可を受けて指定したものは、これを漁港施設とみなす。この場合において、農林水産大臣は、認可をしようとするときは、水産政策審議会の議を経なければならぬ。

2 第三条に掲げる施設であつて、第六条第三項又は第四項の規定により指定された漁港の区域内にないものについても、農林水産大臣が水産政策審議会の議を経て指定したものは、これを漁港施設とみなす。

3 略

二十三 法人税法（昭和四十年三月三十一日法律第三十四号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 十二の二 略

十二の三 分割承継法人 分割により分割法人から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。

十二の四 四十四 略

二十四 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年八月二十一日法律第六十九号）（抄）

附則

（第一条の規定による地方税法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 別段の定めがあるものを除き、第一条の規定による改正後の地方税法（以下「新地方税法」という。）の規定中地方消費税に関する部分は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に事業者（地方税法第七十二条の七十七第一号に規定する事業者をいう。以下同じ。）が行う課税資産の譲渡等（消費税法（昭和六十三年法律第八号）第二条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等をいう。以下同じ。）及び施行日以後に保稅地域（同項第二号に規定する保稅地域をいう。以下同じ。）から引き取られる課税貨物（同項第十一号に規定する課税貨物をいう。以下同じ。）に係る地方消費税について適用し、施行日前に事業者が行った課税資産の譲渡等及び施行日前に保稅地域から引き取った課税貨物に係る地方消費税については、なお従前の例による。

（第二条の規定による地方税法の一部改正に伴う経過措置）

第八条 別段の定めがあるものを除き、第二条の規定による改正後の地方税法（以下「二十九年新地方税法」という。）の規定中地方消費税に関する部分は、附則第一条第二号に定める日（以下「一部施行日」という。）以後に事業者が行う課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れ並びに一部施行日以後に保稅地域から引き取られる課税貨物に係る地方消費税について適用し、施行日から一部施行日の前日までの間に事業者が行った課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れ並びに施行日から一部施行日の前日までの間に保稅地域から引き取った課税貨物に係る地方消費税については、なお従前の例による。

第十三条 一部施行日から平成三十年三月三十一日までの間における二十九年新地方税法附則第九条の十五の規定により読み替えて適用される二十九年新地方税法第七十二条の百十四から第七十二条の百十六まで（これらの規定を前条後段の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、二十九年新地方税法附則第九条の十五の規定により読み替えて適用される二十九年新地方税法第七十二条の百十四第一項及び第七十二条の百十五第一項中「二十二分の十」とあるのは「十九分の十」と、二

十九年新地方税法附則第九条の十五の規定により読み替えて適用される二十九年新地方税法第七十二条の百十四第二項及び第七十条の百十五第二項中「二十二分の十二」とあるのは「十九分の九」とする。